

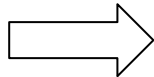
# 国保だより

平成23年9月30日発行

## 平成23年度 県歯会主催 健康診断補助(負担)について

### 健診受診者

甲種組合員  
(先生)



自己負担はございません。※申請不要

乙種組合員  
(従業員)



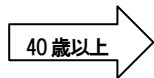
専用用紙にてご申請ください。  
(補助金額1人6,000円)

### 健診料金

- 1) 定期健診 9,500円
- 2) 特定健診 7,500円
- \*40~74歳の乙種家族



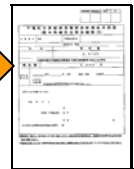
甲種配偶者



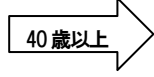
健診料の一部を負担します。※申請不要  
(負担金額5,000円)



専用用紙にてご申請ください。  
(補助金額5,000円)



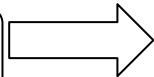
甲・乙種家族



健診料の一部を負担します。※申請不要  
(負担金額5,000円)

※40歳未満の甲種・乙種家族の方々の補助はございません。健診料は全額自己負担になります。  
健診料は後日、甲種組合員(先生)の口座よりお引き落としとなります。

後期高齢組合員  
(75歳以上の先生)

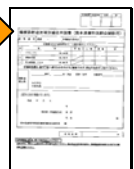


自己負担はございません。※申請不要

さらに  
定期健診を受診で  
追加項目受診  
被保険者全員



領収書(写)を添付の上  
専用用紙にてご申請ください。  
(全項目半額補助)  
※甲種組合員はペプシノゲンに限り申請必要  
その他2項目の自己負担はございません。



## 健診料の一部負担とは

40歳以上の方は特定健診の対象者であるため組合で5,000円を負担します。(申請不要)

後日県歯会より届く健診料の請求額は負担分5,000円を差し引いた金額になります。

補助申請用紙は

- 1) 健診会場
- 2) 国保組合
- 3) 県歯会ホームページ  
(会員専用ページ)

いずれかよりお取り寄せください。



補助申請は年度内にお願ひします (H24.3.31まで)

お問い合わせ先

健康診断全般は	県歯会	TEL096-343-8020
健康診断の補助(負担)は	国保組合	TEL096-343-0419

国保だよりは、熊本県歯科医師会のホームページ左横「国保組合からのお知らせ」からダウンロードできます。  
<http://www.kuma8020.com/kokuho/>

## 保険料(月額)のお知らせ

		月 額	内 訳 (医療給付分 + 後期高齢者支援金分 + 介護)
甲種組合員	介護保険料あり	<b>21,900</b>	16,000 + 2,700 + 3,200
	介護保険料なし	<b>18,700</b>	16,000 + 2,700
乙種組合員	介護保険料あり	<b>12,900</b>	7,000 + 2,700 + 3,200
	介護保険料なし	<b>9,700</b>	7,000 + 2,700
勤 務 医	介護保険料あり	<b>15,400</b>	9,500 + 2,700 + 3,200
	介護保険料なし	<b>12,200</b>	9,500 + 2,700
甲乙種家族	介護保険料あり	<b>9,900</b>	4,000 + 2,700 + 3,200
	介護保険料なし	<b>6,700</b>	4,000 + 2,700

※**後期高齢者支援金分は、0歳から74歳までの全ての被保険者に、**  
 介護分保険料は、40歳以上65歳未満の全ての被保険者に負担いただく保険料です。

## 交通事故は国保組合までご連絡を！！

交通事故等の被害者は、本来、治療費を加害者から支払ってもらって、それでケガの治療をすることになりますが、加害者がすぐには損害賠償をしてくれない、という場合などのときには、国保で治療を受けることができます。

しかし、その場合、国保からの給付はあくまでも一時の立て替えとして治療費を出すわけですから、国保を使う場合は必ず歯科医師国保組合へ届け出る必要があります。



## 傷病手当金の申請について

組合員の方が病気やけがなどで入院された場合、**1日につき2,000円**の手当金を支給しています。詳しくは次のとおりです。

- ◇対象となる方は： 加入から185日を経過した甲種組合員(先生)及び乙種組合員(従業員)本人
- ◇給付の限度日数：**年度90日まで**
- ◇申請の手続きは： ご本人からのお申し出により申請用紙をお送りします。  
その申請書を提出していただいた後、医療機関からのレセプトと照合し給付を決定します。

**※甲種組合員(先生)には、こちらから申請用紙をお送りしますので、お申出は必要ございません。**

## 後期高齢組合員の傷病見舞金

後期高齢組合員(後期高齢者で組合員資格を継続している甲種本人)の方が病気やけがなどで入院された場合、**1日につき2,000円**の見舞金を支給いたします。詳しくは次のとおりです。

- 対象となる方は： 加入から185日を経過した後期高齢組合員
- 給付の限度日数：**年度90日まで**
- 申請の手続きは： ご本人からのお申し出により申請用紙をお送りします。
- 必要な書類は： 入院証明書(入院期間が記載されているもの)(コピー可)

## 国内外宿泊保養施設利用の補助

- ◇対象者：当組合の被保険者と後期高齢組合員
- ◇補助額：1人1泊：**2,000円**
- ◇申請方法：お申し出により組合から申請用紙をお送りします。  
ご記入捺印のうえ、領収書(宿泊者の名前が載っているもの)を添えてご提出ください。  
**※申請は年度内1回限り**です。



# こんな時どうなる？

当組合で  
よくあるご質問に  
お答えします。

**Q** (健康診断補助申請について)県歯科医師会主催の健康診断ではなくて、別の医療機関で健康診断を受けました。補助の対象となりますか？

**A** 乙種組合員(スタッフさん)の方は、「労働安全衛生法」に基づく健康診断であれば、補助の対象となります。受診医療機関で「労働安全衛生法」に基づく健康診断を受診する旨を申し出てください。

お知らせ♪

## 阿蘇ファームランドのご案内

ご案内チラシが届いております。是非ご覧下さい。



## セントレジャー城島高原パークのご案内

入園ご招待券が届いております。チラシも同封しておりますので、是非ご覧ください。  
チケット有効期間 2011年10月1日(土)~10月31日(月)

## 加入・喪失のご連絡は14日以内に！

喪失の場合は、喪失届けと一緒に必ず被保険者証をご返却ください。

## 編集後記

東京スカイツリーです。押上駅から下車するとすぐ目の前にあります。思い切り見上げなければつぺんが見えません。もう登れると思って行ってみたらまだでした。周辺の複合商業施設を含むオープン予定は来年5月だそうです。

(K. O)



熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863

熊本市坪井2丁目4番15号

Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421

URL <http://www.kuma8020.com/kokuho/>